

## 平成 27 年度第 1 回 千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 議事録

日時：平成 27 年 10 月 23 日（金）

場所：京葉銀行文化プラザ 6 階「櫻Ⅰ」

【司会】 それでは、10 時 3 分前ですが、関係者お揃いですので、ただいまから平成 27 年度第 1 回千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、千葉県環境生活部循環型社会推進課の縣と申します。

よろしくお願いいたします。

はじめに、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。まず、委員名簿と座席表、一枚紙のもの。次第の枠に囲まれた中が配布資料でございます。

資料 1 千葉県における廃棄物処理の現状と課題

資料 2 第 8 次千葉県廃棄物処理計画に基づく事業の評価

資料 3 - 1 第 8 次計画策定時以降の国の動向

資料 3 - 2 市町村ヒアリングの結果

資料 3 - 3 排出事業者・処理業者ヒアリングの結果

資料 4 第 9 次千葉県廃棄物処理計画骨子（案）

資料 5 今後のスケジュール（案）

参考資料 1 千葉県環境審議会運営規程

参考資料 2 廃棄物処理計画に関する廃棄物処理法等における根拠規定

参考資料 3 千葉県廃棄物処理計画の策定について（諮問文・付議文 写）

参考資料 4 第 8 次千葉県廃棄物処理計画（全文）

お手元の資料、不足等ございませんでしょうか。

（発言なし）

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第 10 条第 1 項及び第 11 条第 2 項の規定により原則公開となっております。本日の議題を見ますと、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございます。公開とさせていただきます。なお、今回は傍聴人はございません。

それでは、開会に当たりまして、千葉県環境生活部 遠山部長からごあいさつ申し上げます。

【遠山部長】 みなさん、こんにちは。私は、千葉県環境生活部長の遠山でございます。本年 4 月 1 日より環境生活部長を務めております。本日は、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会に、大変お忙しい中、委員の皆様方には御出席いただきまして、誠にあり

がとうございます。また、日頃から環境行政につきまして、御指導賜りましてありがとうございます。

本日は、お手元の次第にございますように、私どもが策定し、実行しております、千葉県廃棄物処理計画について、御審議いただきたいと考えております。

現在の廃棄物処理計画は、平成23年3月に策定し、平成23年度から平成27年度までの5か年のスパンで計画を定めて、廃棄物の適正処理、資源循環の推進という、2つの大きな柱に向かって取り組んできたところでございます。この計画も本年度で最終年度になります。そして、計画期間の5年間に、大きな社会情勢の変化もございました。東日本大震災の際の、原子力発電所の事故によって放射性物質に汚染された廃棄物の処理の問題、また、災害そのものにより発生した災害廃棄物の処理の問題、これは一自治体だけではできない、複数の自治体が連携しながら、そして、処理業のみなさんの協力もいただきながらやっていかなければならない、という問題であります。そして、地球温暖化、温室効果ガスの排出目標について、新たな国の目標も定まってきたところです。そして、5年後には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しております。それに向けて、特に産業廃棄物の動きが活発になってくると考えられます。向こう5年間は、これまでの5年間で出てきた事象、そして、今後5年間で起きるであろう事象を踏まえ、新しい処理計画を策定していかなければならないと考えておりますので、今日が事実上のスタートになりますが、委員の先生方には、それぞれの御立場から忌憚のない御意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくご指導のほどお願いいたします。開会にあたりまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【司会】次に、委員の皆様を御紹介いたします。

はじめに部会長でございますが、千葉工業大学 名誉教授の瀧和夫委員でございます。

次に県議会議員として、ふじしろ政夫委員でございます。

続きまして学識経験者として、早稲田大学理工学術院教授の香村一夫委員でございます。

同じく学識経験者として、明星大学理工学部教授の宮脇健太郎委員でございます。

次に、住民の代表として、GONET代表の 井上健治委員でございます。

同じく住民の代表として、一般社団法人千葉県環境保全協議会副会長の河井信明委員でございます。

同じく住民の代表として、一般社団法人千葉県産業廃棄物協会副会長の杉田昭義委員でございます。

同じく住民の代表として、千葉県連合婦人会会長の渡邊年子委員でございます。

続きまして、県関係職員を紹介いたします。

遠山 環境生活部長です。

大竹 環境生活部次長です。

生駒 環境対策監です。

櫻井 循環型社会推進課長です。

葉岡部 廃棄物指導課長です。

本日は、委員総数8名に対し、現時点で8名全員の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、瀧部会長にごあいさつをいただきたいと思います。

**【瀧部会長】**皆様おはようございます。今年度第一回の委員会ということで、御挨拶をさせていただきますと思います。さきほど遠山部長からお話のありましたとおり、これからの千葉県には、諸々の課題が山積しているように思います。景気の良かった頃、あるいは右肩上がりの状況の頃は、できるだけ住みよいように、という意識が県民の方々には強く表れていたのではなかったかと思われまます。しかしながら、これからは人口が減りつつありますし、また、色々な産業を持続していかなければいけないと、そういった問題もあります。環境保全の考え方のみでは足りない。千葉県としての産業を保持しつつ、環境をどういう風に保全していこうか、うまくバランスとっていかないといけない、そういう時期に入ってきているのではなかろうか、と思うわけでありまます。

それからもう一つ、これからの災害規模が大きくなっていく予見が出されております。そういったものに対応ができるという視点も入れていかないといけない。非常に難しい時期に入ってきていると思っております。そういうことも常に頭に入れながら、これから第9次の廃棄物処理計画を策定していかないといけない、ということで、これまで以上に、みなさまの知恵を出していただいて、よりよい千葉県の計画に結び付けていただきたいと思います。ぜひともよろしく願いいたします。

**【司会】**ありがとうございました。それでは、これより御審議をお願いいたしますが、委員の皆様におかれましては、発言にあたりまして、マイクを御利用いただくようお願いいたします。議事の進行につきましては、「千葉県行政組織条例第33条」の規定により、瀧部会長をお願いいたします。

**【瀧部会長】**それでは、審議を進めたいと思ひますが、議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人を香村委員と井上委員をお願いしたいと思ひますが。  
(異議なし)

よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

本日の議題は「第9次千葉県廃棄物処理計画の策定について」でございます。それでは、事務局から説明をお願いします。

**【市原室長】**はい。循環型社会推進課の市原と申します。恐縮ではございますが、着席にて説明させていただきます。

はじめに、環境審議会への諮問について、御説明いたします。

お手元の参考資料3をご覧ください。参考資料3は諮問文の写しでございます。本年9月18日付けで、知事から千葉県環境審議会に於て、「千葉県廃棄物処理計画の策定について」諮問させていただきました。都道府県の廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、策定が義務付けられています。また、策定に当たっては、審議会の意見を聞くことも義務づけられています。

根拠法令の規定につきましては、参考資料2を併せてご参照ください。

次に資料3の裏面をご覧ください。

諮問事項については、参考資料の1としてお配りしております、環境審議会運営規程の第5条に基づきまして、9月30日付けで、審議会長から、当部会に付議されております。こういった手続きを経まして、当部会におきまして、諮問事項の御審議をお願いしている、という次第でございます。

それでは、諮問事項の「第9次千葉県廃棄物処理計画の策定」に関しまして、計画策定の前提となる廃棄物に関する現況や課題、計画に関連いたします国の制度の動向等につきまして、資料の1から3の3までを使いまして、まとめて御説明いたします。

それでは、お手元の資料1をご覧ください。

資料1は、本県における廃棄物処理の現状と課題をまとめたものでございます。1ページの1をご覧ください。まず一般廃棄物についてでございます。

(1)では現行計画の目標達成状況と課題といたしまして、廃棄物の「排出量」、「再生利用率」、そして「最終処分量」の状況をまとめてございます。

①の排出量でございますが、平成20年度の排出量231万トン、27年度の目標年度には220万トンまで削減するという目標を定めております。直近の25年度の実績といたしましては218万トンとなっており、既に目標を達成している状況でございます。この実績を見ますと、平成27年度の目標は達成できる見込みでございます。

②の再生利用率でございますが、20年度の24.2パーセントを、27年度には30パーセントまで引き上げる目標でございます。しかしながら、25年度は23.5パーセントにとどまり、また、近年の実績も横ばいであることから、目標の達成が難しい状況となっております。

③の最終処分量でございますが、20年度の17.1万トン、27年度には13万トンまで削減する目標でございます。これも25年度は16.3万トンにとどまり、また、近年の実績も横ばいであることから、やはり目標達成が難しい状況となっております。こうした状況を踏まえまして、一般廃棄物に関する課題を整理しています。

②の再生利用率につきましては、可燃ごみの中には、紙・布類、厨芥類、いわゆる生ごみ、プラスチック製容器包装など、再生利用が可能なものが、いまだ多く含まれていることから、県民や事業者による、ごみの分別の徹底に向けた取組が必要であると考えられます。

③の最終処分量につきましては、県内のエコセメント化施設が稼働停止していることか

ら、セメント化されずに埋立処分される焼却残さが増加傾向にあること、また、近年は県外への埋立処分量が増加傾向にあるため、特に最終処分場を持たない市町村では、さらなる廃棄物の減量化、資源化の取組を促進していくことが必要であると考えられます。

さらに、①から③に共通した課題といたしまして、市町村が保有する最終処分場は、残余年数が限られておりますので、引き続き、排出量の削減、再生利用率の向上、及び、最終処分量の削減に向けた取組を促していくことが必要であると考えられます。

次に、(2)に一般廃棄物に関する「その他の課題」をまとめてご紹介します。

まず、ひとつめのマルです。東日本大震災では、本県でも膨大な量の災害廃棄物が発生しております。このことを教訓といたしまして、災害廃棄物の発生量を的確に予測した上で、適正かつ迅速な処理を進めるため、通常の廃棄物処理とは別途に、計画的に対応することが必要であると考えられます。

2番目のマルは、放射性物質により汚染された廃棄物に関する課題でございます。「指定廃棄物」につきましては国が責任をもって処理することとされておりますが、それ以外の廃棄物につきましても、処理が困難なケースが見受けられることから、処分先の安定的な確保が必要であると考えられます。

3番目のマルですが、市町村等が設置するゴミ処理施設、し尿処理施設は、老朽化が進んでおり、施設の長寿命化や更新の検討が必要であると考えられます。

次に2ページをご覧ください。2の産業廃棄物についてでございます。

産業廃棄物につきましても、一般廃棄物と同様に、現行計画では「排出量」、「再生利用率」、そして「最終処分量」に関する目標を定めており、その達成状況と課題をまとめてご紹介します。

①の排出量でございますが、平成20年度の排出量2488万トン、目標年度27年度には2400万トンまで減量する目標を定めております。直近の実績では、平成25年度の値といたしまして、2117万トンとなっており、すでに目標を達成している状況です。

②の再生利用率でございますが、平成20年度の58パーセントを、27年度には61パーセントまで引き上げる目標でございます。しかしながら、25年度の実績では55.9パーセントにとどまっており、また、近年の実績も横ばいであることから、目標達成が難しい状況となっております。

③の最終処分量でございますが、20年度の68.5万トン、27年度には61万トンまで削減する目標でございます。25年度の実績では31.3万トンと、すでに目標を達成している状況でございます。

産業廃棄物に関する課題といたしまして、①の排出量につきましては、目標を達成できる見込みではありますが、今後の景気動向により排出量が増加に転じる可能性がございます。

②の再生利用率につきましては、建設系の廃棄物や汚泥の再資源化や減量化の更なる推進が必要であると考えられます。

③の最終処分量につきましては、目標を達成できる見込みではありますが、施設の新規立地が依然として困難な状況にある中、現在の最終処分場の残余年数が限られていることも踏まえ、最終処分に依存しない処理体制への移行が必要であると考えられます。

最後に3、不適正処理に関する状況でございます。現在、新たな不法投棄量は減少傾向にございますが、小規模なもの、また、投げ捨て型の不法投棄は依然として発生している状況でございます。

資料1の3ページ以降は、関連するデータを図表としてまとめた資料でございます。主なものについてご説明いたします。

3ページの上の表は一般廃棄物の状況の詳細でございます。先ほどご説明した「排出量」のほかに、一人1日当たりに換算した、いわゆる「排出原単位」と呼ばれる値をお示ししております。これを見ますと、基準年の20年度に1037グラムあったものが、25年度実績では972グラムまで減少してきております。27年度の目標960グラムにはあと一歩でございますが、市町村による排出量削減の取組が進んでいることから達成は可能であると考えております。

4ページをご覧ください。①の表は一般廃棄物排出量の推移を示してございます。近年の推移は、ほぼ横ばいの傾向にございますが、目標値でございます220万トンはこのままのペースでいくと達成は可能であると考えてございます。

5ページの②の円グラフをご覧ください。焼却されるごみの組成でございます。左が20年度、右が25年度の状況です。

先ほどご説明いたしました再生利用率の課題といたしまして、焼却されるごみの中には、いまだ多くの紙・布類など、再生可能な物があるという状況が示されております。平成25年度におきましても紙・布類が47%を占めるという状況でございます。

6ページの④のグラフをご覧ください。一般廃棄物の再生利用率の推移でございます。白丸が千葉県、黒が全国の状況です。本県の再生利用率は、平成16年度には全国値を大きく上回っておりましたが、全国値が年々上昇する一方で、本県では横ばいの傾向にあります。これを引き上げていかないといけないという課題が考えられます。

7ページの①のグラフをご覧ください。一般廃棄物の最終処分量の推移でございます。平成16年度以後、平成22年度まで減少傾向が続きまして、一旦底を打った形となっておりますが、それ以後、最終処分量が近年増加傾向にあります。

これは市町村の焼却施設から排出される残さが、リサイクルに向かわず、埋立に回されていることが一因であると考えられます。

次に③のグラフをご覧ください。近年、県外での最終処分量が増加している状況でございます。さらなる廃棄物の減量化、再資源化の取組を進めることが必要であると考えられます。

次に9ページの②の表をご覧ください。県内市町村のごみ処理施設の稼働年数をまとめたものでございます。

一番下の欄が、すべての施設のうち、稼働から15年以上経過している施設の割合をパーセンテージで示したものでございます。平成25年度には、約80パーセント近い施設が、稼働から15年以上経過し、老朽化が進んでいる状況がわかります。

次に10ページの③のグラフをご覧ください。一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移でございます。

棒グラフの残余容量は年々減少し、折れ線の残余年数にも限りがあるといった状況でございます。

次に12ページの①のグラフをご覧ください。産業廃棄物につきまして、排出量の推移を廃棄物の種類ごとに示したものでございます。20年度から21年度にかけて大きく減少し、その後増加傾向から25年度は再び減少しております。

次に13ページのグラフをご覧ください。それぞれのグラフのグレーの部分が再生利用される量でございます。

①のグラフをご覧くださいと、トータルの排出量は基準年度から減少しておりますが、グレーの再生利用に回る比率につきましては大きな変動はないといった状況で、再生利用率は、一層高めていく必要があると考えているところでございます。

次に15ページ、①のグラフをご覧ください。不法投棄状況の推移を示したグラフでございます。新たな発生件数は減少傾向にあり、発生量も少なくなっておりますが、平成25年度でも年間で百件以上の不法投棄が発生している状況です。

最後に16ページの②の表をご覧ください。産業廃棄物最終処分場の整備状況と残余容量でございます。

県全体では約640万立法メートルの残余容量がございますが、施設の新規立地は依然として困難な状況にあり、最終処分に依存しない処理体制への移行を進める必要があるものと考えられます。

資料1の説明は以上でございます。

続きまして、資料2についてご説明いたします。

資料2は、現行の第8次計画に基づいて実施しております事業につきまして、それぞれの取組状況、及び課題を含めた評価をまとめたものでございます。

1ページが現計画の施策体系です。現計画では、ローマ数字のIからVまで、5つの柱のもと、24の体系に事業を分類しております。

3ページ以降に個別の事業の取組状況とその評価、及び課題を記載してございます。時間に限りもございますので、5本の柱ごとに、ひとつずつ、代表的な取組について、ご説明させていただきます。

3ページの1番上、グレーの欄に掲げております柱の1つ目、「資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと、適正な廃棄物マネジメントの推進」でございます。

一番右の「評価」の欄に、現行施策の意義、取組状況と評価、そして新たな取り組みの必要性等についてまとめてございますので、こちらの欄で説明を進めてまいりたいと思ひ

ます。代表的な事業といたしまして、「3Rを推進する県民運動の展開」に係る評価についてご説明いたします。

こちらの取組の評価といたしましては、ちばレジ袋削減エコスタイルやちば食べきりエコスタイル運動等を展開し、県民への普及啓発を進めてきた結果、1人1日当たりの排出量は減少した。しかし、その減少幅は近年小さくなってきており、排出量の目標は未達成となっている。

今後は、優先順位の高い2Rの取組を推進するとともに、ごみを出さないライフスタイルへの転換を円滑に進めるための広報啓発や環境づくりを推進する必要がある。と評価してございます。

次に4ページをご覧ください。柱の2つ目、「資源循環の基盤となる産業づくり」でございませう。5ページをご覧ください。

代表的な事業として「再生資源の利用の促進」です。評価といたしまして、エコセメントについては、市原エコセメントの操業停止を受け、東京多摩エコセメントより調達し、利用しているが、全体としては最終処分量の増加、再生利用率の低下がみられる。エコセメントの活用方法については、今後も研究を進め、利用促進を図る必要がある。

また、建設副産物については、「千葉県建設リサイクル推進計画2009」に基づき、更なる建設リサイクルの推進を図る必要がある。下水汚泥等の資源化については、固形燃料化施設を建設着手予定だったが、福島第一原子力発電所の事故の影響により、下水汚泥から放射性物質が検出され、事業が困難となったため、着手を見合わせている。今後は、状況の変化を見極めたうえで、検討を行う必要がある。といった評価してございます。

次に7ページをご覧ください。柱の3つ目、「廃棄物の適正処理の確保」でございませう。

代表的な事業として、1の「適正な廃棄物処理施設の整備と維持管理の確保」です。評価といたしまして、まず、(1)一般廃棄物関係の施設でございませう。

一般廃棄物処理施設は、多くの施設で老朽化への対応を検討しなければならない時期を迎えており、今後の人口減少やごみ排出量減少等の環境の変化を踏まえて、整備を進める必要がある。近接する市町村における広域化・集約化が必要な場合に合つては、地域における現状を踏まえ、効率的な収集・処理体制の構築に向け、調整や助言等を行う必要がある。

(2)産業廃棄物処理施設関係につきましては、熱回収施設の促進に向けた制度の活用を促進を継続するとともに、適正な施設の維持管理と適正処理に向けて立入検査等を今後も徹底する必要がある、と評価をまとめてございませう。

次に9ページをご覧ください。柱の4つ目、「廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶」でございませう。代表的な事業として、3の「産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底」です。評価といたしましては、大規模な不法投棄は減少傾向にあるものの、廃棄物を有価物と称して搬入するなど悪質なものとゲリラ的な不法投棄が後を絶たないことから、今後も引き続き、県、市町村、警察等が協力し、不法投棄や不適正処理の未



然防止に向けて指導を強化していく必要がある。また、行為者に対し適時適切な行政処分を実施するとともに、悪質な行為者に対しては告発を行っていく、と評価してございます。

次に 10 ページをご覧ください。柱の 5 つ目は、「持続可能な資源循環型社会の構築に向けた仕組みづくり」でございます。代表的な事業として、3 の「産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の検討」です。評価といたしましては、公的関与の産業廃棄物最終処分場設置に関する情報収集を行っており、最終処分場の残余年数も減少していることから、安定した処分の確保を目指し、今後も継続して検討を行う、と評価してございます。

資料 2 の説明は以上でございます。

続きまして、資料 3 - 1 についてご説明いたします。

資料 3 - 1 は、「第 8 次計画策定時以降の国の動向」といたしまして、第 9 次計画の策定に当たり、踏まえるべき、あるいは参考とすべき国の動向についてとりまとめたものがございます。

まず計画の根拠法である廃棄物処理法の動向でございます。

本年 8 月に法改正がございまして、「国の基本方針」及び「都道府県廃棄物処理計画」に規定するべき事項が追加されました。

都道府県廃棄物処理計画に盛り込むべき事項として、①非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項、②非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項、③産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項、の 3 項目が新たに追加されたところでございます。

また、今後、国が定める基本方針でございますが、改正法を踏まえ、本年 12 月に改正予定と聞いております。

続きまして、関連する国の計画等でございます。

(1) が平成 25 年 5 月に閣議決定されました、第 3 次循環型社会形成推進基本計画でございます。この中で、廃棄物の処理に関連しまして、5 つの主だった取組として、これらを進めていくことが求められているところでございます。

(2) が廃棄物処理施設整備計画でございます。平成 25 年 5 月に策定されたものです。市町村の厳しい財政状況等により、老朽化した廃棄物処理施設の割合が増加しているため、施設の高度化を含め、計画的な施設整備が求められているものでございます。

続いて裏面 2 ページ、(3) が災害廃棄物対策指針でございます。これは平成 26 年 3 月に示されたものでございます。県及び市町村は、それぞれ、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策等について定める災害廃棄物処理計画を策定するよう求められています。

(4) が国土強靱化基本計画でございます。平成 26 年 6 月にできたものでありますが、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が遅れることのないよう、廃棄物処理施設の整備や処理体制の強化が求められているところでございます。

その他、関連する法律といたしまして、放射性物質汚染対処特措法、小型家電リサイクル法、水銀による環境の汚染の防止に関する法律などが、制定、施行されているところでございます。

その他といたしまして、温室効果ガス排出削減目標の提出といたしまして、CO<sub>2</sub>の排出量削減に貢献するため、廃棄物の排出抑制が求められているといった状況でございます。続きまして、資料3-2、市町村ヒアリングの結果でございます。

これは、県内の主な市町村を対象として、ヒアリングを実施したところであり、ヒアリングの結果は以下のとおりでございます。聴取をした課題として、普及啓発に関する課題として、単身世帯や自治会未加入世帯に対する啓発が困難であるといったこと、再資源化・最終処分に関する課題として、容器包装プラスチックの中間処理コストが高い、主に、汚れたプラスチックの選別に係るコストが高んでいる。また、再資源化と比較し、埋立処分の方がコストが安く、再資源化に向かうインセンティブが働きにくい、といった課題を聞いています。また、市町村内での最終処分場の確保が困難で、県外に搬出せざるを得ない、といった課題があります。

また、適正処理に関する課題といたしましては、市のクリーンセンターで処理できない廃棄物の処分先の確保が困難であるということ、また、高齢化の進展に伴い、自分でごみ出しができないといった方に対するきめ細かな収集体制の整備が必要になっている、といった課題が市町村から聞き取ったところでございます。

県への要望として、積極的な情報提供でありますとか、エコセメント施設操業停止後の、焼却灰の再生処理の方向性を提示してほしい、大規模災害時における災害廃棄物の仮置き場の確保や処理体制の整備などについて、県がイニシアチブを発揮してほしいという要望がございました。

次に、資料3-3、排出事業者、処理業者から御意見をヒアリングしてございます。

まず、1 排出事業者からの意見でございます。

情報提供の関連として、リサイクル技術やリサイクル業者に関する情報の提供、それから優良な処理業者に関する情報の提供、また自社廃棄物の処理に適した処理業者とのマッチングの機会の設定してほしい、といった意見がございました。

再生資源の利用の促進につきましては、鉄鋼スラグの利用促進、エコセメントの使用拡大といった御意見をいただいております。

次に、2 処理業者の皆様からの意見でございます。

まず、最終処分場につきましては、処分場の整備には、長い時間、10年程度はかかるので、公的関与の最終処分場の整備について計画に盛り込むべきであると言った御意見、また、大量の災害廃棄物の処理について、県域外からの流入も含め、あらかじめ対策を考えておく必要があるといった御意見、また、静脈産業につきましては、県民に対するイメージアップの取組。また、優良産廃処理業者認定制度のメリットを具体的に示してもらいたい、といった御意見。再生資源の利用促進については、リサイクル品の認定制度を作っ

てもらいたい、といった御意見をいただいているところでございます。

以上、資料の1から3-3まで御説明をさせていただきました。廃棄物の現状でございますとか、国の動向、また市町村や事業者様からの御意見を踏まえて、次期計画を策定していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

**【瀧部会長】** ありがとうございます。膨大な説明でございましたが、委員の方々から御意見・御質問を受けたいと思います。

**【ふじしろ委員】** ふじしろです。どうもありがとうございます。これまでの現状と課題のところで、目標の達成ができない、再生率等々が横ばいにとどまってなかなか上がらない、あるいは廃棄物の目標をクリアしているけれど横ばい状態になっている。そういう状況になっている原因について教えていただきたい。

**【市原室長】** 説明いたします。まず、廃棄物の再生利用率が横ばいで上がらない理由は何か、という御質問だったと思います。

紙類やプラスチック類などの資源化が可能なものの分別が進まないということで、依然として焼却されていることが、一因として考えられるところでございます。

また、その他、福島第一原発事故に伴う影響によりまして、県内エコセメント施設の稼働が停止したことで焼却灰の再資源化ができなくなったことも、一因と併せて考えているところでございます。

**【葉岡部課長】** 産業廃棄物の関係で申し上げますと、資料14ページに種類別の処分状況というものが掲げられておりまして、これでいいますと、廃棄物には色々ありますが、重さでカウントしておりますので、大きなものとしては、金属くずですとか鉋さいといったものが大きい、また、汚泥というものが大きいということでございまして、金属くずとか鉋さいは、ほとんど100%再利用されておりますが、汚泥の再生利用率は若干低くなっていると。これは、もう少し調べなければいけません、やはり放射能の関係で汚泥の処理が進まなかった等々いろんな要因があるというふうに思っています。

今後、再生利用率の向上を考える上では、汚泥の問題について考えていかないとはいけな  
いかな、という風に思っています。

**【ふじしろ委員】** 一般廃棄物のところで、紙とか布等々の分別が進んでいないということですが、県下では、ペットボトル等の分別はやっている市町村が多いところですが、紙とか、布等々の分別できるのに、分別をしている市町村の実態はどうなんでしょうか。

また、その間の推移、3Rということで動きがあったんですが、最近はそのあたりはあまり聞きませんが、ここ数年の推移、県下の状況を教えていただければと思います。

**【市原室長】** 1点目の御質問、まず、分別している市町村の状況ですが、紙製容器包装として分別している市町村は県内54市町村のうち、15市町村でございます。

また、飲料用の紙製容器包装として、牛乳パックの形で、分別している市町村は54のうち、44市町村でございます。

紙製容器包装につきまして、分別をしていないところにつきましても、メモ用紙やチラ

シなどと併せまして、多くの市町村では、雑紙ということで独自に回収している市町村が多いため、分別という形で見えていない市町村もございますが、実質的には、紙製容器包装という形ではなく、他の雑誌、チラシ、包装紙といった形で分別した回収が、市町村ごとに見ますと、行われているところが多いと考えているところでございます。

経年変化につきましては、お調べして後ほどお伝えしたいと思います。

【香村委員】一般廃棄物について教えてください。

一般廃棄物の計画というのは、市町村と県との関係が非常に大事になると思います。そのときに、県と市町村が今、どういう関係でこういうものを討議をしているのか。

【市原室長】県と市町村の関係でございますが、後ほど説明しようと思っていた資料ではございますが、資料の4の方をご覧ください。

資料4の1ページに計画の位置付けといった表が示してございます。廃棄物の処理につきまして、廃棄物処理計画を中心に据えまして、一般廃棄物の処理は市町村の事務でございますので、市町村がそれぞれ一般廃棄物処理計画を策定するという関係がございまして、県の廃棄物処理計画と市町村の一般廃棄物処理計画とは協調して、同じ目標に向かって進むという関係性でございます。

【香村委員】常に整合性を保っているということでもよろしいんですね。解釈として。

【市原室長】はい。

【香村委員】もうひとつ。災害廃棄物の件で、教えてください。

ひとつは資料1の内容で、処理困難なケースが見受けられる、というかこうで書かれている。これはどのようなケースなのでしょう。指定廃棄物は。

【市原室長】御指摘の点は、資料1の(2)の2番目のマルの処理が困難なケースですね。

こちらは、指定廃棄物は、国が責任を持って処理するとされておりましてもそれ以外の放射性物質に汚染された廃棄物ということで市町村が処理している一般廃棄物ですとか、産業廃棄物でもそうなんですけれども、8,000ベクレル以下の放射性物質に汚染された廃棄物につきましても法律としては、廃棄物処理法に基づきまして適正に処分することができると、上乘せした処理基準をもって、処分することができるとされているところでありますけれども、とはいっても、処分先周辺の住民の反対ですとか、処分先の安定的な確保ということで、なかなか受け入れ先を安定的に確保することが難しいという現状にございます。そうしたこともありまして、県外に搬出される最終処分量が増えているといった課題もございまして、処分先の安定的な確保を図っていくことが必要と考えております。

【櫻井課長】ひとつ補足をさせていただきます。

指定廃棄物は、8,000ベクレルを超えたものでございまして、指定廃棄物以外の、それ以外のものにつきましては、一部上乘せの処理基準がございまして、基本的には廃棄物処理法の世界で処理することになってございます。

従いまして、通常の一般廃棄物と同様に処分することができるわけでございますけれど

も、処分場の側で、風評被害に過敏に対応しているところをごさいますて、風評被害をおそれて、放射性濃度が低いものでないという実態が一部にごさいます。したがって、市町村が最終的に埋立処分をしようとするときに受け入れてもらえない。全然法的には問題ないのだけれども、処分場側で、風評被害を恐れて受入れを渋っているという現実をごさいますて、我々としたしましては、法的に処理できるものでございますので、処分をしてほしいと思っているわけですがけれども、風評被害をおそれて受入れを渋っている処分場が一部見受けられるということで、市町村側が困っているということをごさいます。

【香村委員】わかりました。あと一点だけ。

災害廃棄物の処理の関係で、一点だけお伺いしたいと思います。

千葉県の場合は、災害廃棄物の処理フロー、いわゆる災害廃棄物、放射能に汚染された廃棄物という意味ではなく、災害時の廃棄物に対して、処理するためのフローはもうある程度できあがっているのか、これから策定していくのか。どういう段階なのか。

【市原室長】自然災害で発生する廃棄物への対応といった趣旨でよろしいですね。

【香村委員】はい。

【市原室長】只今ご説明をいたしましたとおり今般廃棄物処理法が改正されまして、資料3-1で示されましたとおり、非常災害時におきましても、都道府県廃棄物処理計画において災害時の措置について規定することが義務付けられたところをごさいます。

こうした法改正等を踏まえまして、今後千葉県内で発生する災害、津波、直下型地震といった災害に際して、発生する廃棄物の量や質を今後予測していきまして、それを踏まえた新たな計画を策定していくこととしていきたいと考えているところをごさいます。

【香村委員】ありがとうございました。

【市原室長】災害ごとに想定したフローはできあがっていないという状況をごさいますので、今後策定に向けて検討してまいりたいと考えているところをごさいます。

【香村委員】なるほど。やはり災害ごとに考えていく、津波災害、この前の豪雨災害と。やっぱり種別はちがいますから。ただ出てくるものは同じような廃棄物が出てくるのでしょうけど。

【市原室長】はい。

【瀧部会長】この件について、杉田委員の方から、何か補足するようなことはございませんか。

【杉田委員】私どもの業界では、旭市の災害での廃棄物の処理を受託させて頂いた結果、私どもの業界での処理フロー、初期段階で市町村がやっていただくこと、処理業者がやれることをまとめておくことが非常に大事ということが分かりましたので、市町村、県の方にもそれらの資料を提出させていただいたところです。自然災害の廃棄物は、廃棄物処理法において市町村の責任においてやることになっています。しかし、市町村が災害を受けてしまうと、機能発揮が困難な状態になりますので、そのときには隣接の市町

村、又は県が手伝わないと非常に対応するのが難しいと感じました。

また、置き場の取扱いが非常に大きな問題で、ただ置き場を作ればいいということではなく、水とかトイレなど、生活必需品も必要となり、いろいろな問題が発生します。単純に考えればわかることでも、災害時においてはあわててしまうので、適切に対応するのが難しい状態になります。さらに、災害発生時に、置き場の場所や水源の確保、夏には暑さ対策や害虫対策、雨水対策とか、色々対応しないといけないことがあると感じました。雨が降ると、廃棄物（特に畳）が水分を含んで重くなるので、水分を含む前に処理した方がいいとかも経験して分かりました。

災害発生時には、初期段階でできることが後々大切になりますので、感じたことをまとめさせていただいて、提出させていただいています。

今回、ヒアリングをしていただいて、排出事業者や市町村のヒアリングもありました。

私も業界としても、まずリサイクル率を向上していくことが重要で、現状では私たち処理業者や市町村が考えてリサイクル品を作り、市場に回している状況です。県がリサイクルループを作っていただき、県が率先して、リサイクル品の認定、認定業者を決めていただくと、適正にリサイクル品を作りやすくなるし、リサイクル施設を整備しやすくなる。

また、処理業者だけだとリサイクルに固執してしまう。リサイクル品は売れなければ廃棄物になってしまいますので、処理業者と排出事業者がマッチングをできるような形で、排出事業者、業者側と市町村で意見交換ができれば良いと思っています。

最終処分場の確保ですが、今回災害を受け、処分場や置き場を活用しましたが、県内の処分場の確保が通常時だけでなく災害時にも非常に重要になってきます。

原発事故が起きて住民の方々への説明も難しくなっています。

きちんと住民に処分場の必要性を説明して、ご理解いただくには時間がかかると思います。その意味でも安全な処分場とは何かをまずは明らかにして、どこに整備していくかが非常に大切なので、施設整備の促進に向けた協議をさせていただきたいので、よろしく願いいたします。

**【瀧部会長】**ありがとうございます。産廃協の方で、旭市の方で、実際に経験されて、その経験に基づいた処理のフローというものを県に提出されているということですので、そういうものも参考にして、いいフローを作っていただきたいと思います。そのあとのリサイクルの認定とか処分場の確保についてはおいおい出てくると思いますので、そのときに御検討いただきたいと思います。それでは井上委員。

**【井上委員】**環境省も2Rに向かっていろいろやっているようなのですけれども、千葉県も2R推進に向かってほしいなと思っています。ただ、発生量が少しずつ減っていついっますけれども、これは乱暴な言い方をすれば施策があつて減っているのではなく、自然に減っている感じがします。

さきほど「市町村と協調」という話がありましたが、これは実際無理ではないですか、

分別方法が市町村によって違うと思うのです。

市町村はまったくプランを持っていないのです。

やっていることもほとんど変わらなくて、毎年、目標達成できませんでした、で終わっていることがすごく多いです。

ここから提案ですが、資料1の5ページの25年度の円グラフを使って説明します。

容器包装のゴミが多いのですね。これは市民にできることなのです。2Rで。たとえば、ユニクロでは容器包装はほとんどないのです。かなうかどうかかわからないですが、条例等で千葉県から出していただかないと、市町村はできないし、国もできない。

お店の方での発生抑制、最初からない状況を作っただけで心配はいらないのです。

市民と行政と業者の方も入ったワークショップを提案したいのです。議員さんももちろん入ってもらって、条例までもっていったらいいのではないかな。

できるかどうかかわからないけれど、イオンなどはすごく積極的にそういうことに参加されていますので、ぜひ千葉県の条例としてごみ減量の新しい施策を出していただき、市町村と協調してほしいなと思います。提案になりますけれども。

**【瀧部会長】** 非常に重要な部分を御指摘いただいたと思いますので、今後県も検討していく必要があると思います。何か、県の方からございますか。

**【市原室長】** はじめに、さきほどふじしろ委員からありました、分別の経年変化についてお答えしたいと思います。平成20年度から平成25年度にかけて、紙の分別は14市町村から14市町村、プラスチックも33から33と変わっていない。プラスチックについては、千葉市、船橋市でも未実施ということで、プラスチックについては焼却により熱回収といった発電の方に回るという傾向が増えている状況にございます。これは、固定価格買取制度が始まったことも影響しているかと考えています。

ただいまいただいた意見はしっかりと次回方向性をお示しできるよう考えていきたいと考えております。

**【宮脇委員】** 最終処分場関連について、質問というよりコメントなんですけれども、最終処分量の推移というところで、説明の中でエコセメント施設が止まったことが影響しているとの説明があったかと思いますが、データを見た限りでは、そのあたりがよくわからないところでして、特に焼却残さの埋立量が平成20年くらいから別に増えているようにも見えない。横ばいである、というのはそのとおりでないと、気になりました。

数値としては御紹介がありませんでしたが、言葉では震災以降、県外に行っている、ということで、図の③、だんだん、県内分が減って行って県外に行っている、このあたりの、震災という部分もあるけれど、震災だけではなく、もっと以前から、震災だけでなく埋立しにくいから県外、少ないからという理由もありますでしょうし。

放射線の関係で自主基準を設けられている民間の処分場がいるということを伺っているけれども、それだけに理由を押しつけてはいけないのかな。

やはり、最終処分場問題についてはいくら資源化を進めてリサイクル率を上げてても必要

なものですので、公共関与ということで、一廃も広域で県が関与して最終処分場の設置等、産廃一廃あわせて考えることも検討して欲しいと思います。

もう一点は、エコセメントの関係で、資料2 5ページのところ、エコセメントの利用、再生資源の利用促進、スラグやエコセメントの話が出ていましたが、県内でエコセメントを作っている段階では、県としてエコセメントを積極的に使っていくのは推進していくべきだと感じていますが、取組状況で、県内産がなくなったので東京たまエコセメントを調達していることについては、無理をしてたまエコセメントを調達しなくてもよいのかもしれない、という点。

このあたりもエコセメント利用をしなければいけないと目標を設定しているが、県内で作れないという状況になった時に、果たして設定をどういうふうにかというとも考えておかなければいけないかなということが気になりましたので、今後検討いただければと思います。

【市原室長】 はい。今後検討させていただきます。

【瀧部会長】 エコセメントの件については、東京都と千葉県の間で、たとえば、バーター契約のようなものがあるのか。ただ、単純にエコセメントのパーセンテージをクリアするために、千葉県の事業者あるいは県が受け入れている、という形なのか。

【市原室長】 東京都と千葉県の間での取り決めについては承知してございません。

【遠山部長】 他県のエコセメントの使用の件ですが、これは、グリーン購入推進の観点で、環境配慮の県の施策をやっていくと、その一環で公共工事の中に環境配慮物品の購入指針というものを決めております。使用調達する物品の購入はできるだけ、環境配慮に徹した製品・材料にしていこうという方針が出てますので、土木関係部署はこれを達成するために、東京のエコセメントも調達していかざるをえなかったと受け止めております。

【瀧部会長】 広い意味でのグリーン購入ということですね。他に何かございますか。

【ふじしろ委員】 指定廃棄物は国が責任を持ってということですが、8,000 ベクレル以下が一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の方に入ってしまうというのはたとえば 10,000 ベクレルの土砂があった場合に、それを 10 倍の量にすれば 1,000 ベクレルになってしまう。こういった実態の中で、実際、最終処分場でどのくらい放射性物質がどれくらい処理されているか、実態はどうなっているか。

8,000 を超えないから私は関係ないという話なのか、それぞれの事業者では 1 日何トン入れて何ベクレルだから推定でこのくらいは入っているなというような形で千葉県の処理業者は最終的なところでどれくらい管理されているのか、つかんでいるのか。つかむ必要がないと考えているのか。その辺り教えてください。

【櫻井課長】 8,000 ベクレル以下については、指定廃棄物ではございませんので、ごく一部については上乘せ処理基準がございますが、基本的には一般の廃棄物と同様に処理してかまわないものでございますので、6,000 ベクレルでも 500 ベクレルでも人体に安全であるという判断があったということでございます。



8,000 ベクレル以下については、廃棄物処理法の世界で通常に処理できるものでございますので、それがどれだけ処理されたのかということは把握してございません。

【ふじしろ委員】把握しないということは、あとあと大きな問題になるのではないかと思うのです。

【葉岡部課長】産業廃棄物の関係で申し上げますと、県内にあります3つの管理型の最終処分場で自主管理規定を設けて受け入れていると。

その状況につきましては、搬入時に数値を測り、それに基づき搬入量と放射線量を整理して、そのうち公的なところから入ってきたものについては、事業者の方でホームページで公表していると、そのような形でやっております。少なくとも数値についてはきちんと測っているということと、そのうち、公的な物については、どれくらいのもが入ってきたと、放射線量がどれくらいのものかということについては、事業者の方で公表しているという状況になってございます。

【瀧部会長】よろしいですか。

【ふじしろ委員】実態を知りたかったものです。

【瀧部会長】今まで出た中で、私として重要と思われるもので、県の方からコメントいただいていないものとして、産廃だけでなく一般廃棄物も県のコントロール下で、計画の中にきちっと入るようにしてはどうかと。このような意見があったわけですが、今後の検討事項となろうかと思いますが、県としてお考えがあるのかどうか。

【市原室長】一般廃棄物についても県の計画の中でコントロールできるように、ということにつきまして、今の時点では県としての確固とした考えは持ってございませんでしたので、今後しっかりとどのようにできるのか考えてまいりたいと思います。

【瀧部会長】廃棄物を減量化する、あるいはリサイクルの徹底ということになると、産業廃棄物だけでなく、一般廃棄物の方も検討の枠に入ってくるが必要になってくると思いますので、ぜひとも検討の中に入れておいていただきたいと思います。

【市原室長】はい。かしこまりました。

【瀧部会長】ほかにも御意見あるかと思いますが、いったん打ち切ってもよろしいでしょうか。資料の3までは終わりにしたいと思います。資料4について、できるだけ早めに説明をお願いいたします。

【市原室長】それでは、資料の4について説明いたしたいと思います。資料の4は、今回策定しようとしている第9次千葉県廃棄物処理計画の骨子案でございます。

まず、1番、現状認識と課題といたしまして、次期計画におきましては、国の基本方針をはじめとした最近の国の動向を踏まえるとともに、市町村や事業者からの意見を参考にして、「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれを進めるための「適正処理体制の整備」を基本に据え、実効性のある施策の展開を図っていくこととさせていただきます。

計画の位置付けにつきましては、法律に基づく法定計画でございますので、国の基本方針に即して策定していくということ、県の総合計画、環境基本計画を上位計画といたしまし

て、市町村の一般廃棄物処理計画と協調を図ることとし、関連する県の計画と連携を図る、といった位置付けにさせていただきます。

計画の期間でございますが、平成 28 年度から平成 32 年度を目標年度とする 5 か年計画とする、とさせていただきます。

基本方針でございますが、県民の安全・安心という基盤の下、廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を推進することにより、ものを大切にする持続可能な循環型社会を築くということ、「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を3本の柱に据えて、依然として高い推移順にある廃棄物排出量や不法投棄などの課題を克服するため、実効性のある施策の展開を図る、ということを施策の基本方針としたいと考えております。

施策の方向性でございますが、「3Rの推進」、「適正処理の推進」、「適正処理体制の整備」を大きな3本柱に据えまして、そこに取り組むべき事業として、取組を肉付けしてまいります。

(1) の3Rの推進でございますが、現時点で重点施策と考えているものに下線を引いてございます。「3Rを推進する県民運動の展開」、「静脈産業の活性化」、「再生資源の利用の促進」。

(2) では、「優良な産業廃棄物処理業者育成」、「有害廃棄物の適正処理の推進」、「産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底」。

(3) では、「適正な廃棄物処理施設の整備と維持管理の確保」、「災害廃棄物等の処理体制の整備」。こちらが重点施策になります。その他、諸々の施策を計画に盛り込みまして、計画を策定していきたいと考えているところでございます。

4 ページ、目標値の設定ということで、数値目標を定めることとしています。

32 年度を目標年度といたしまして、今後、平成 27 年 12 月に国が基本方針を定めるということを聞いてございますので、そこで示される予定の目標値、並びに本県における廃棄物処理の実態を踏まえて目標値を設定していきたいと考えているところでございます。参考までに、現計画における目標値設定の考え方でございますが、一般廃棄物につきましては、国の基本方針で示された目標値の設定、排出量、再生利用量、最終処分量、それぞれ、5%減、5ポイント増、22%減と、国の基本方針の値に準じて設定してございます。

産業廃棄物につきましては、国の基本方針で示された目標値を参考に、本県の実態を踏まえて設定しています。最終処分量については、国の目標値に準じて設定したところでございます。

それぞれの目標設定の考え方は、資料の方をご覧くださいと思います。

計画では、今後目標値を設定していくわけでございますが、(2) の表をご覧くださいと思います。一般廃棄物、産業廃棄物それぞれ、平成 25 年度を基準年度といたしまして、平成 32 年度のところに目標値を設定していくわけでございますが、県の調査により、平成 32 年度の予測値が記載されてございます。これは現行の施策以上のものを施さ

なかった場合、平成 32 年度にこういう数値になるであろうと予測される数値でございます。一般廃棄物につきましては、人口の減少でございますとか、これまでの削減の取組等を踏まえまして、若干減少していくという予測をしております。産業廃棄物については、2020 年東京オリンピックの開催に向けて産業活動が活発化するという予測を踏まえまして、予測値を算定しているところでございます。これを国の基本方針を踏まえ、どのように目標を定めていくか、ということにつきまして、次回の審議会にはこれをお示しして、御検討いただきたいと思いますと考えてございます。

最後に、推進体制でございますが、主体別の役割と、進行管理について定めるという骨子を考えているところでございます。以上、骨子案について、御審議をお願いいたします。

【瀧部会長】ありがとうございました。何か、御質問・御意見ございますでしょうか。

【井上委員】骨子案としては良いと思うのですが、先ほど提案させていただいたことは、ぜひ次の 5 年後に反映していただければいいと思います。あまり活動が見えてこない。

温暖化推進委員の方が 400~500 名県にいますが、そのような 3 R 推進の委員、組織、グループがあると良いのではないかと思います。3 R 推進事業の中に、このようなこともプランとして盛り込んでいただけるとありがたいと思います。

【香村委員】内容的にはこれで、まだよく吟味していないのでよいか悪いか判断しかねますけれども、ひとつ、提案したいと思います。

今後の計画を立案するに当たり、計画が順調に進んでいるかいないか、将来ですね。景気とか人口の影響ももちろんある、それと県が立てたさまざまな計画の効果もある。そのどれがいちばん影響しているのかを、一目でわかるような表し方、指数、係数とか。そういうものが提案できるようなら、非常にわかりやすくなると思います。

これは私たち研究方面でもやらなければいけないことですが、行政でもそのような考え方もっていただき、「自分たちの計画がこれだけうまく影響したのだ」と、県民にわかるような表し方を考えていただきたいと思います。

【杉田委員】この処理計画の骨子の「位置付け」のところですが、県が考えていただいていることはわかるのですが、各部局の役割ももっと書いていただけるといいと思います。廃棄物に関しては、いろいろな部局にまたがりますので、県土整備部では目標値のこれだけを使ったとか、農林部では食品リサイクルでこれだけやった、とわかるような形で連携をとっていただいて、県民にもわかる数値が出せれば、使う側の人たちにとって何が必要なのかふまえて、マッチングすることが可能です。その意味では、各部局が、出す側でもあるし、使っていただく側でもあると思いますので、数値化をしていただけると、私たちが処理をしやすくなってくるし、適正処理の推進にもつながってくると思いますので、検討いただければと思います。

【河井委員】先日、排出事業者代表ということで意見交換会を企画していただき、資料 3-3 に排出事業者からの意見を整理していただいております。具体的な計画の中には排出事業者からの意見を踏まえた具体的な計画を提示していただければと思います。

【宮脇委員】 災害廃棄物の関連です。災害廃棄物の処理や仮置き、事業者、処理業者、行政、市民が連携して作るにしても、資源化をするにしても最終処分しなければいけない。

災害のときは通常の廃棄物の最終処分よりも極端に廃棄物が増えるという事実、そういうところも重要なところになってくる。たとえば関西の方で震災が起きたときは海面処分場で一時的に引き受けたとかそういうこともございますので、そのあたりも少し検討した方がいいのではないかと。これはすぐ作るという話ではなくて、そういうことも災害廃棄物の処理体制の整備、最終処分というところも少し検討していただくと良いのではないかと考えております。

【ふじしろ委員】 細かいことはこれからということで、だいたいの骨子ということですが、一般廃棄物、産業廃棄物、そして災害廃棄物について書いてありますけれども放射性物質というものが、8,000 ベクレル以下は一般廃棄物に溶かしこんでしまうというような御回答がありました。その辺は、なんらかのペンディングをしていくという形で、計画を作っていくほうが良いのではないかと考えています。

【渡辺委員】 質問とはかけ離れているかもしれませんが、先日、地域婦人の連絡協議会の全国大会があり、そのときに決議された内容を皆様にも聞いていただきたいと思っております。

「私たちは地球温暖化防止や、自然災害への備えなど、積極的に情報収集や学びを通して、全国の加盟団体で情報を共有し、グローバルな視野を持ち、ローカルで実践活動する地域女性団体として、持続可能な社会構築を目指して活動します。」

という決議をしたんです。ですので、これに基づいて、婦人団体は実践していこうと思っております。

そしてやはり、婦人団体にとっては、大きな問題としては食べ物、食べることで、そのことと、家庭から出るごみを最小限に減量して、これからも活動に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

【瀧部会長】 ほかにございますか。よろしいですか。

私の方から、進行管理をP D C Aで行うと言われておりますが、効果的なP D C Aが動くかどうかは、疑問に感じるわけです。

資料1、2などを見ますと、どれくらい実行されたのか、どれくらい残っているのかという、定量的な評価が出てきていないわけです。

したがって、次のステップで何を重点的に行ったらいいのかについては、よく理解できない部分があります。したがって、P D C Aサイクルを動かすということでは非常に重要なことですが、目標値とその前の「方向性」で3 Rなど3本柱が出てきていますが、これがどうつながっているのか、きちんと結びつける必要があります。それから、そのうしろ側に各担当の課、部署が付いてないといけないのではないのでしょうか。あるいは市町村が。

そこまで明確にして、はじめてこの計画が実行に移せるのではないかと。今後計画を詰めていくに当たって、そのあたりが見えてくるような計画になるように検討を加えていただきたいと思います。是非ともよろしく申し上げます。

今までの委員の方々から出た要望と御意見について、一言二言、県の方から何かございますでしょうか。

【市原室長】皆様から、様々な御意見・御指摘頂戴いたしました。いただいた御意見を参考にいたしまして、今後検討を進めてまいりたいと思います。

【遠山部長】最後に、私の方から一言。部会長さんをはじめ、各委員の皆様からご意見をいただきました。今時点で感じたことを申し上げさせていただきます。

まず容器包装に関しての施策、もう少し県が強力な施策を打ち出すべきではないかという御意見がございました。

容器包装は御存知のとおり、段ボール、ペットボトル、缶、これについては、ほぼ全部の市町村でおそらく計画を作って取り組んでいるところでございます。それ以外の、特に紙製容器の再生計画は、まだまだ半数くらい、それ以下かと感じております。

まずは市町村になぜできないのか、計画策定から含めまして、もう少し突っ込んだ聞取りをして、市町村が障害に当たっているのであれば、それを取り除くのも、われわれ県の役割かなと思っています。容器包装そのものの製造、排出、禁止は、いまの県域を越えた「もの」の物流を考えると、現実的には厳しいものがありますが、井上委員のおっしゃる御趣旨は受け止めておりますので、市町村に突っ込んだヒアリングをして、実態把握をして、障害を一緒になって解決できる方法がないのか、力を入れるように担当課に指示したいと思っております。

部会長さんの方から、目標と各施策の関連付けが、評価を含め計画段階からも含め、いまひとつ乏しいのではないかとのご指摘をいただきました。そこは、受け止めさせていただいて、計画に視点を反映していきたいと思っております。

それから、私ども廃棄物部局だけではなく、県庁各部局で計画を共有化して、計画を達成するための各部局の取組も入れて欲しいということも、ごもつともだと思いますので、関係部局の方にも働きかけをしながら、どこまでできるのか検討させていただきたいと思っております。

これからスケジュールも押し迫ってくるのですが、時間の中で、皆様方にも御意見をいただきながら、よりよい形を作っていくたいと思いますので、引き続き御指導のほどお願いいたします。以上でございます。

【瀧部会長】ありがとうございます。この計画ができあがって、実際に実行するまでの間に、県民一人ひとりが真剣になって取り組んでいかないといけないと、そういう立場からすると、ふじしろ委員の立場というのは、非常に重要になってくるのではないかと思いますので、その時はぜひともよろしく願いいたします。

では、第9次廃棄物処理計画骨子案について、この議題については、これをもって終了させていただきます。

次に、今後のスケジュールについて、を議題にしたいと思っております。よろしく願いいたします。

【市原室長】はい。それでは、資料5をご覧ください。今後のスケジュールでございますが、本日1回目の会議を開催したところでございます。次回、12月中旬を目途に第2回の会議を開催いたしまして、ここで計画素案をお示しして、御審議いただく。年明け28年1月上旬以降、パブリックコメントで県民の意見を聴きまして、並行して市町村への意見照会、法律に基づいて照会をさせていただきます。3月中旬を目途に第3回の部会を開催させていただきますと、とりまとめを行っていただきたいと考えております。以上でございます。

【瀧部会長】ありがとうございます。スケジュールはそういう形で動きたいという、事務局の考えでございますけれども、資料4については、駆け足で進みましたので、今まで出てきた御質問の中で、足りないということがございましたら、2週間くらい、11月6日を目途に、事務局の方に御意見をお寄せいただければと思います。よろしいでしょうか。

【市原室長】次回の日程でございますが、先ほど、12月中旬とお話させていただきましたが、12月17日木曜日の午前10時を御提案させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【瀧部会長】次回、12月17日木曜日の午前10時ということですが、よろしいでしょうか。私は大丈夫ですね。よろしいでしょうか。それではそのように日程を決めさせていただきますと思います。スケジュールについてよろしいでしょうか。では、その他事務局から何かございますでしょうか。

【市原室長】とくにございません。

【瀧部会長】以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。御協力いただきありがとうございます。司会進行を事務局の方にお渡しします。

【司会】長時間にわたりまして御審議いただきましてありがとうございます。以上をもちまして、千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会を終了とさせていただきます。お疲れさまでした。

【以上】